

策定年月	令和5年1月
見直し年月	令和〇年〇月

# 麦・大豆国産化プラン

産地名：北海道上川郡清水町

(作成主体：十勝清水町農業協同組合)

# 1. 麦・大豆生産の現状と課題及び課題解決に向けた取組方針(小麦・種子)

## 麦類生産の現状と課題

近年高齢化が進み、輪作に取り組んでいる畑作物の生産現場において、省力作物である小麦の作付けウェイトが大きくなってきている。しかし、作柄が天候に影響されやすく、収量・品質が不安定となり、安定生産への課題となっている。

## 収量・品質の不安定化の要因

- ・ 湿害・干ばつ等の気候変動の影響による生育障害 ⇒ 収量の低下
- ・ 栽培方法のばらつきや栽培技術の未発達 ⇒ 収量・品質の不安定化
- ・ 連作障害、過作障害 ⇒ 収量・品質低下

## 課題解決に向けた取り組み方針

適期播種指導、土づくり、輪作体系の遵守を推進する中で、新たな営農技術の導入に取り組む。収量・品質共に安定化を目指し、単位面積当たり収量の増加を図る。最終的には生産拡大を目標とし、実需者との情報交換により求められる小麦の国産化拡大に寄与する。JAは衛星画像分析や水分測定による適期収穫指導を進め、生産者はスマート農業技術を活用した生産の高度化と小麦の新規作付に取り組むことにより、品質収量の向上を目指す。

※ 麦・大豆生産における課題(湿害対策、適期播種、土づくり、連作障害対策等の必要性等)を具体的に記載すること。

※ 課題解決に向けて取り組む内容及び今後の生産拡大に向けた方針を具体的に記載すること。

# 1. 麦・大豆生産の現状と課題及び課題解決に向けた取組方針(大豆・種子)

## 大豆生産の現状と課題

近年高齢化が進み、輪作に取り組んでいる畑作物の生産現場において、省力作物である小麦の作付けウェイトが大きくなってきている。当地域では、小麦・豆類・てん菜・ばれいしょの4品目で輪作体系を構築しており、近年需要の大きい大豆の作付を維持・強化するためには栽培技術の確立による安定生産が必要である。

大豆作付・生産実績（農協在庫分）

年産	作付面積	反収 <sub>(俵/10a)</sub>	生産量 <sub>(t)</sub>	商品化率	製品出来高 <sub>(t)</sub>
2	331ha	5.21	1,034.3	82.63%	854.6
3	401ha	5.17	1,240.8	89.65%	1,112.3
4	438ha	4.65	1,221.0	87.04%	10,62.7(見込)

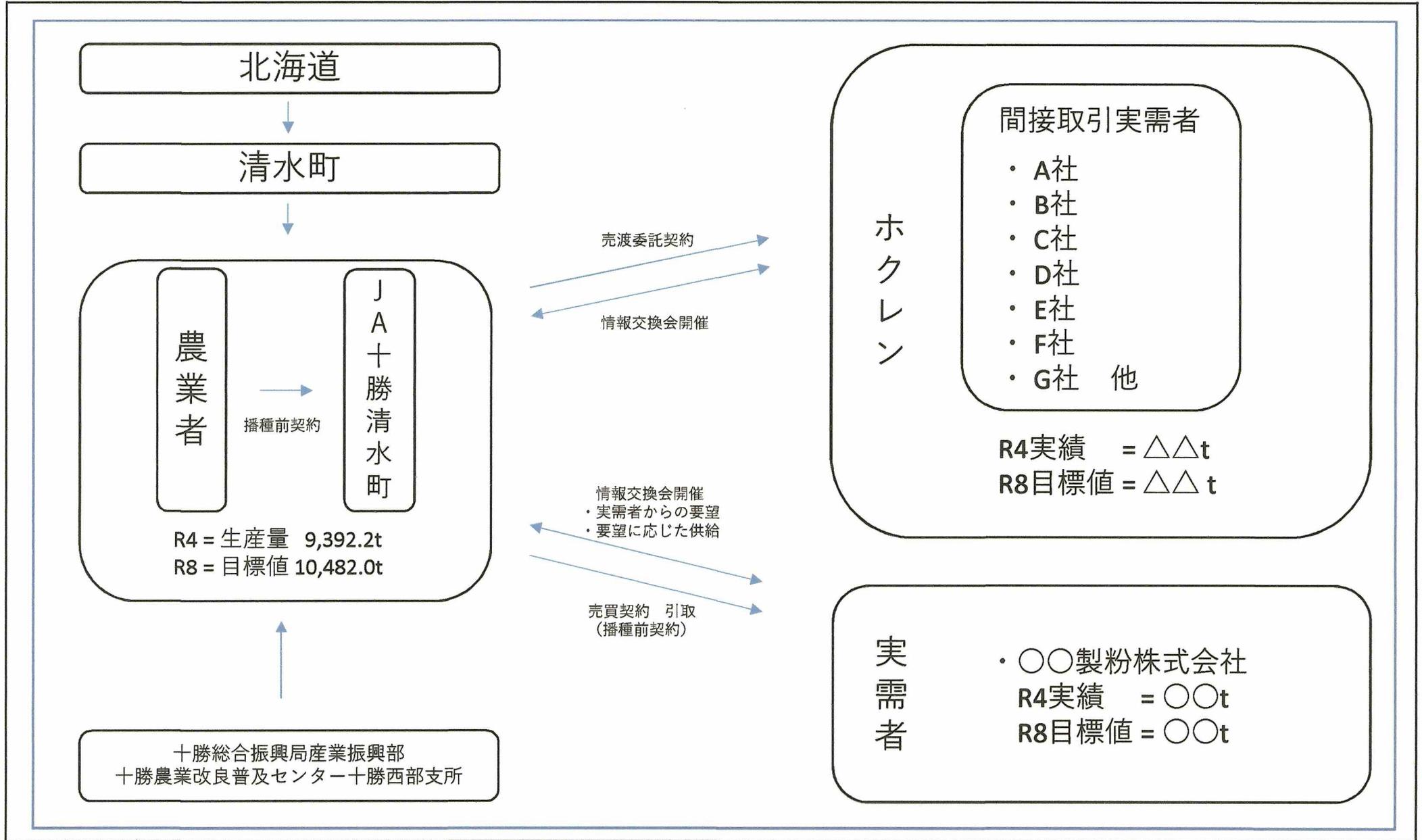
## 課題解決に向けた取り組み方針

適期播種指導、土づくり、輪作体系の遵守を推進する中で、新たな営農技術としてスマート農業技術を活用した生産の省力化と大豆の新規作付に取り組む、栽培技術の確立し、大豆の安定生産を図る。また、実需者との情報交換により求められる大豆の生産により、生産者価格の安定確保と安定生産を図り、大豆作付面積拡大を目指す。最終的には生産拡大し、大豆の国産化拡大に寄与する。

※ 麦・大豆生産における課題(湿害対策、適期播種、土づくり、連作障害対策等の必要性等)を具体的に記載すること。

※ 課題解決に向けて取り組む内容及び今後の生産拡大に向けた方針を具体的に記載すること。

## 2. ①産地と実需者との連携方針(小麦)



※ 産地と実需者については具体的な名称を記載すること。

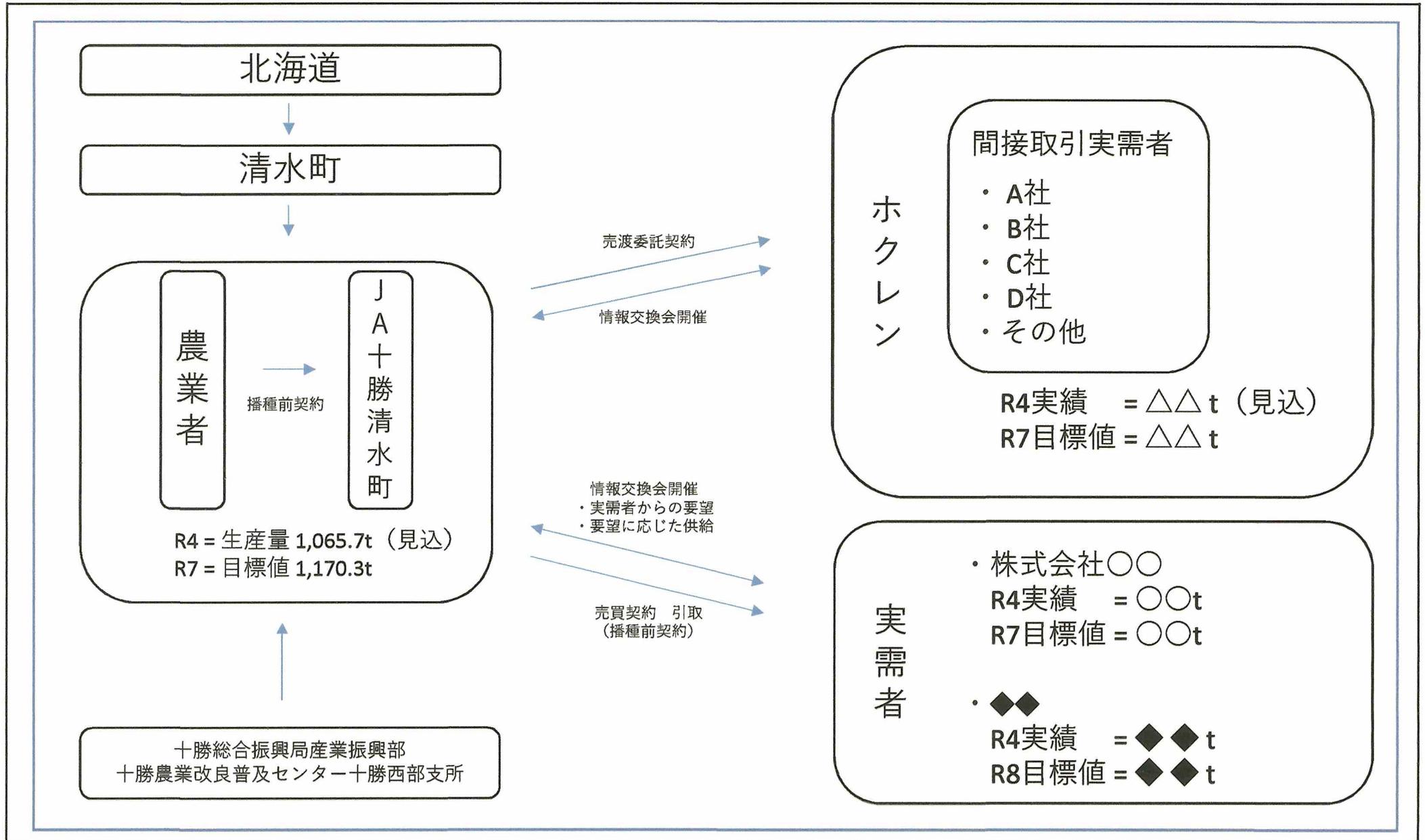
※ 麦の実需者は、麦を原料とした加工品等の製造を業とする者(製粉会社、製パン会社、製麺会社等)とする。

※ 大豆の実需者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体とする。

なお、販売を業とする者を実需者とする場合は、その者が販売する先(最終実需者)について、代表的な者の名称を記載すること。

※ 産地と実需者それぞれの国産麦・大豆取扱量の現状とおおむねの目標値を記載すること。

## 2. ②産地と実需者との連携方針(大豆)



※ 産地と実需者については具体的な名称を記載すること。

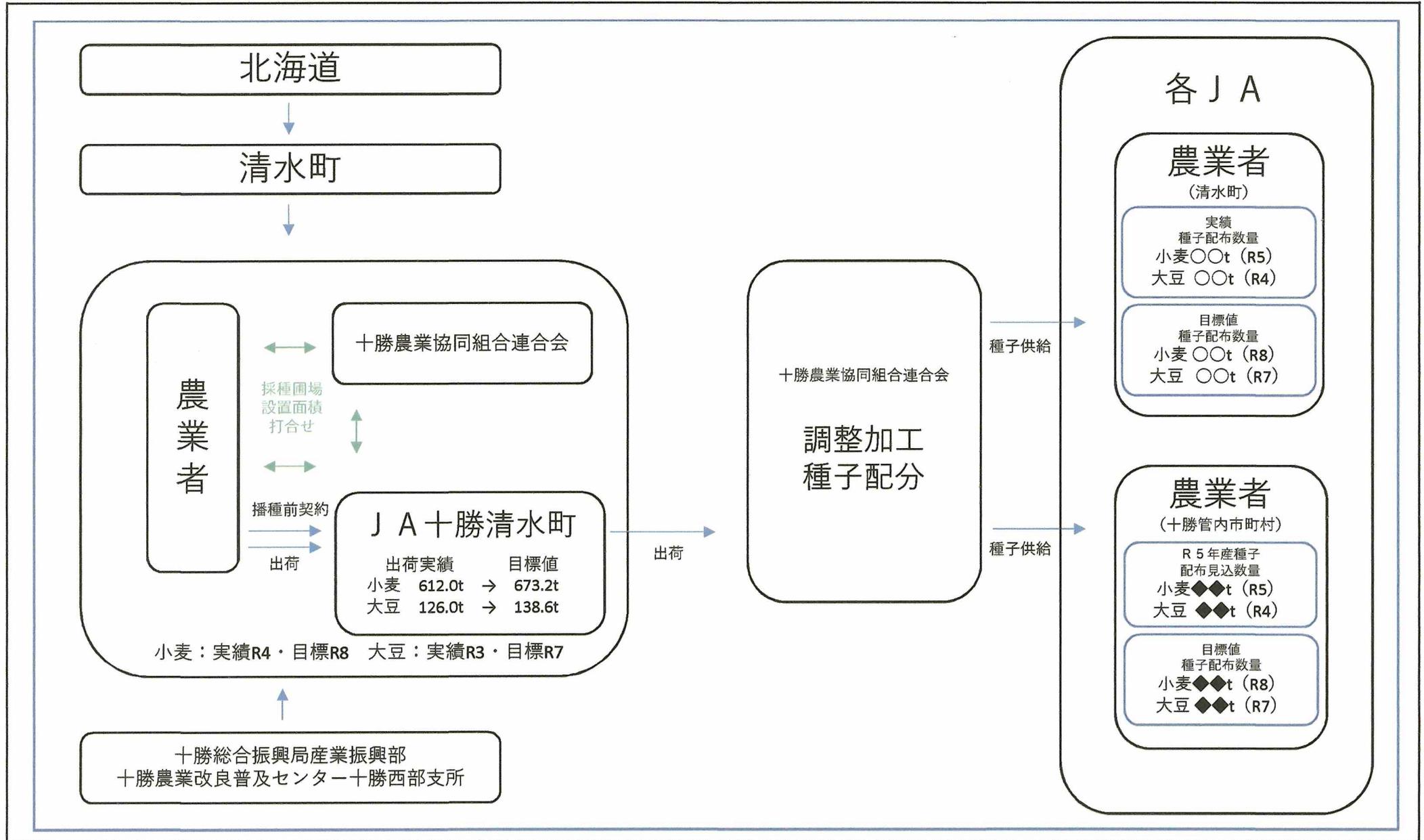
※ 麦の実需者は、麦を原料とした加工品等の製造を業とする者(製粉会社、製パン会社、製麺会社等)とする。

※ 大豆の実需者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体とする。

なお、販売を業とする者を実需者とする場合は、その者が販売する先(最終実需者)について、代表的な者の名称を記載すること。

※ 産地と実需者それぞれの国産麦・大豆取扱量の現状とおおむねの目標値を記載すること。

## 2. ③産地と実需者との連携方針(小麦種子・大豆種子)



※ 産地と実需者については具体的な名称を記載すること。

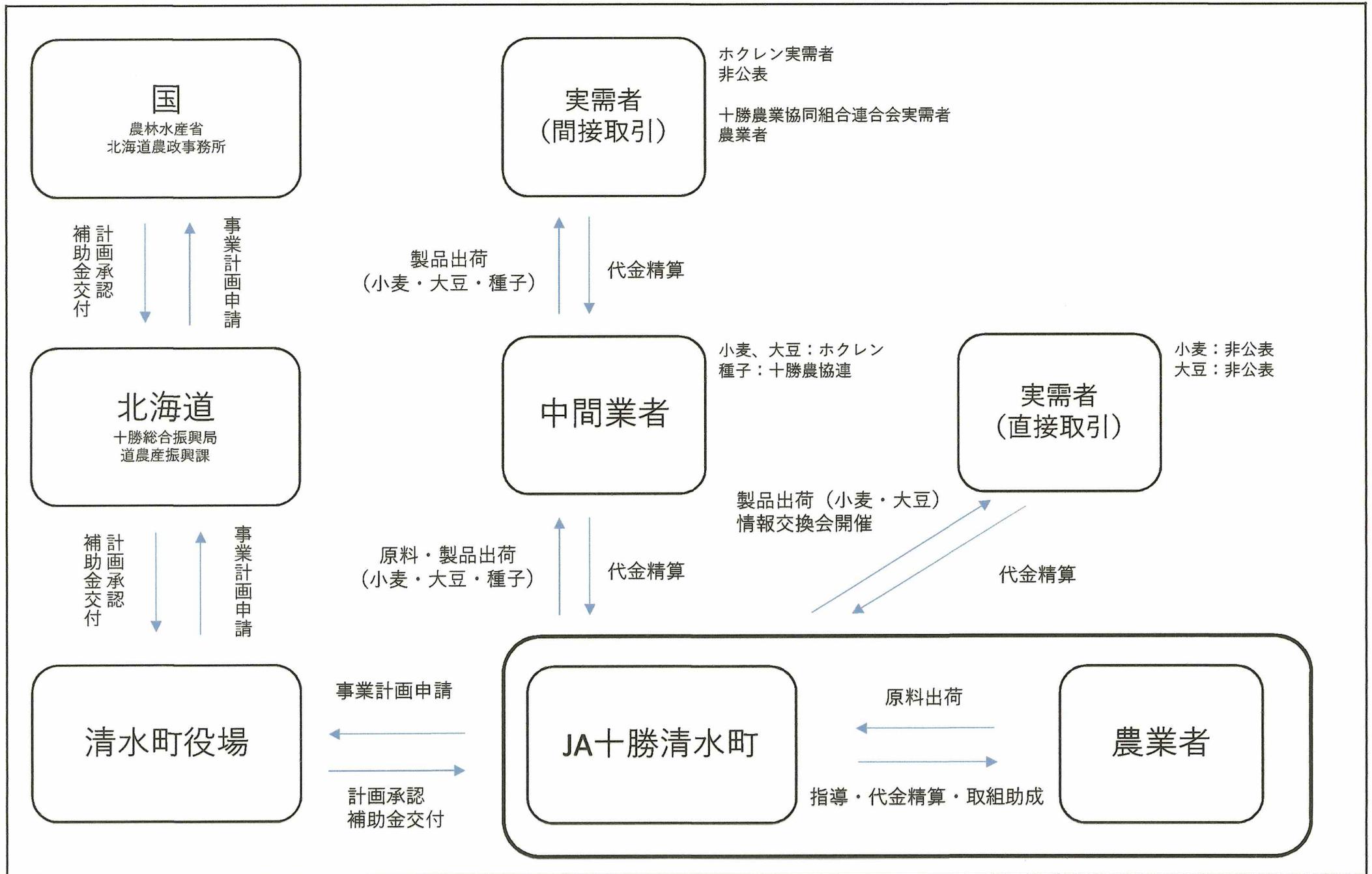
※ 麦の実需者は、麦を原料とした加工品等の製造を業とする者(製粉会社、製パン会社、製麺会社等)とする。

※ 大豆の実需者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体とする。

なお、販売を業とする者を実需者とする場合は、その者が販売する先(最終実需者)について、代表的な者の名称を記載すること。

※ 産地と実需者それぞれの国産麦・大豆取扱量の現状とおおむねの目標値を記載すること。

### 3. 麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割



※ 産地と実需者との連携について、図等を用いて明示すること。

※ 取組の中心となる農業者等を必ず位置付けること。